

令和8年5月1日
第337号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに基づく 「ガイドライン研修」・「ガイドライン適合事業所認定」を開始 ～訓練の質の向上と信頼性の確保を目指して～

JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）では、民間教育訓練機関の職業訓練サービスの質の向上及び受講者から信頼される訓練環境の整備を目的として、令和8年5月より「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（厚生労働省策定）（以下「ガイドライン」という。）」に基づく事業を新たに開始します。

背景・目的

近年、民間教育訓練機関の職業訓練サービスは、求職者や在職者の職業能力開発において重要な役割を担っています。こうした中、訓練内容や運営方法の透明性・妥当性の確保、受講者保護の観点から、サービスの質を客観的に示す仕組みが求められています。

このような状況を踏まえ、JEEDでは、民間教育訓練機関が遵守すべき基本的事項を整理したガイドラインの普及及び定着を図るため、以下の事業を実施します。

ガイドライン研修

民間教育訓練機関が、PDCA サイクル等の訓練マネジメント手法や自己診断表等のツールを活用し、自発的に職業訓練サービスの質の向上に取り組むための研修です。

受講受付：令和8年5月1日（金）～

受講方法：eラーニング形式

URL：https://www.jeed.go.jp/js/training/guideline_kensyu.html

ガイドライン適合事業所認定

民間教育訓練機関によるガイドラインに基づく職業訓練サービスの質の向上への取組について、JEEDが厚生労働省の定める認定基準に基づき審査・認定する制度です。

申請受付：令和8年5月1日（金）～

認定区分：ゴールド・シルバー・ブロンズの段階別認定

URL：https://www.jeed.go.jp/js/training/minkan_guideline_nintei.html



本件に係る問い合わせ先

公共職業訓練部訓練支援課（担当：垣内、篠原、笠井）

TEL 043-213-7137, 7168, 7169



民間教育
訓練機関
の皆様へ

職業訓練サービス ガイドライン

研修・適合事業所認定のご案内

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスとマネジメントの質の向上を目的として厚生労働省が策定したガイドラインです。

このガイドラインは、民間教育訓練機関の提供する自発的な職業訓練サービスのほか、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座により実施する職業訓練サービスの質の確保・向上を目的としています。

ガイドラインの構成

ガイドライン本文

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組みを記載しています。

質向上のための 取組例

ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載しています。

質向上のための 自己診断表

自己診断表に基づいて自己診断(セルフチェック)に取り組むことで、職業訓練サービスや事業改善において必要な改善点を「見える化」できます。

職業訓練サービスガイドライン研修とは？

令和8年度から
JEEDが実施！

職業訓練サービスガイドライン研修（以下「研修」という。）は、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づき、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営に必要な知識及び技能を習得するための研修です。

求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須です。

研修について

対象者

民間教育訓練機関の訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など

受講料

4,000 円（税込）

申し込み

Web サイトからお申し込みください。
(<https://www.jeed.go.jp/js/training/index.html>)

内容

e-ラーニング学習（5時間程度）

研修 スケジュール

令和8年5月開始
※詳細、最新の情報については上記 Web サイトをご覧ください。

研修カリキュラム（5時間）

- 1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状
- 2 PDCA サイクルの基本と職業訓練における意義
- 3 職業訓練サービスの質の向上の取組
- 4 民間教育訓練機関のマネジメント
- 5 自己診断表
- 6 PDCA サイクルの各事例



申し込み～受講証明書発行までの流れ

1. Web 申し込み

Web サイトの申し込みフォームよりお申し込みください。
(申し込みはインターネットでのみ受け付けております。)

2. 受講料の支払い

【お支払い方法】銀行振込
※ 申し込み完了後、ご案内する指定口座にお振り込みください。

3. e-ラーニング受講

入金確認後、e-ラーニング用の ID/ パスワードを発行しお知らせします。LMS（Learning Management System）上で動画教材の視聴、サブテキストの確認、確認テストおよび修了テストを行っていただきます。

4. 受講証明書の発行

研修の修了後、LMS 上で受講証明書を発行します。



職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（以下「適合事業所認定」という。）は、ガイドラインに基づき、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインへの適合状況を認定する制度です。

認定マークで訓練の質の確保・
向上への取組をPR

適合事業所認定の審査料は
5万円（税込）

※令和8年度から審査料が変わりました。

認定を取得するメリット

- ✓ 訓練の質が客観的に評価され利用者からの信頼度向上
- ✓ 業務の明確化・改善と訓練の質の向上
- ✓ 求職者支援訓練・委託訓練（一部）の加点要素
- ✓ 適合事業所としてWebサイトで公表
※厚生労働省Webサイトでも公表



申請～認定までの流れ

1. 申請

本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）に所定の申請書類等を提出します。申請受理後、ご案内する指定口座に審査料をお振込みください。

2. 審査

申請書類等をもとにJEEDが書類審査を行います。書類審査により判断することが困難な項目がある場合等、必要に応じて現地審査（又はリモート審査）を実施します。関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているか判断されます。

3. 認定

適合の場合には、JEEDから事業所へ認定証（ゴールド・シルバー・ブロンズ）が付与されます。



主な申請要件

※申請後、追加の書類提出や補正等を講じていただく場合があります。

1. 申請事業所において、ガイドラインに基づき、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、「自己診断表兼補正報告書」における認定基準を満たしていること。
2. 審査の対象範囲は事業所単位とすること。同一訓練実施機関が複数の事業所で認定取得を希望する場合は、事業所ごとに申請を行うこと。
3. 申請事業所において、研修の有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
4. 申請事業所において、以下に掲げる教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
 - (1) 委託訓練
 - (2) 求職者支援訓練
 - (3) 教育訓練給付制度の指定講座

※申請要件は上記の他にもございます。本認定の詳細はWebサイトをご確認ください。